

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人鈴鹿医療科学大学
②設置大学名称	鈴鹿医療科学大学
③担当部署	法人事務局企画広報課
④問合せ先	059-340-0330 kikaku@suzuka-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 12 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 19 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.suzuka-u.ac.jp/guide/about_sums/governance-code
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育の理念、教育目的は大学公式サイト、学生要覧、パンフレット等で広く明示している。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	本学では、各教育課程において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを明確に示している。ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラムマップを整備し、各科目の到達目標を明確化している。 全学共通でディプロマ・ポリシー達成度の自己評価を実施し、学生の学修成果の可視化に努めている。また、各教育組織において、自己点検・評価に基づき、カリキュラムの見直し等を実施しており、教育の質の向上に継続的に取り組んでいる。 アドミッション・ポリシーは、入試ガイド、学生募集要項に大学全体及び学科ごとに明示しており、それに基づき入学者の選抜を実施している。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は諮問会議として自らが議長である大学協議会において、大学の重要事項を審議している。従って学長のリーダーシップのもと、適切に運営され、十分に機能を果たしている。学長を補佐するために副学長を「大学院・研究担当」「教務・教育改革担当」「学生・社会貢献担当」「国際戦略担当」の４名配置し機能している。各学部長は当該学科長と情報共有し、日常的に当該学部の状態を把握し、統括している。また、月１回の学部教授会を主催し、学長からの指示等の共有と教授会で審議すべき項目について、議長として審議しており、機能している。教授会規程第３条の２に定め、遵守している。さらに、学長が議長である大学協議会において、各学部教授会および研究科委員会の議事内容等を報告している。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	６年間の中期計画を達成させるため、単年度ごとに重点分野の活動計画を立て、教職協働でその計画を実行している。さらに、単年度の実施状況、達成度について自己点検・評価を教員と事務職員で行い、次年度の活動計画に結びつけ PDCA サイクルを回しており、教職協働体制を構築している。

実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学における FD 活動は、FD 推進委員会主導のもと、教員に求められる能力や資質向上を図り、教育の質を高めることを目的として全学的に推進している。年 1 回、FD・SD 講演会を開催し、時代の変化を踏まえたテーマを設定し、教育現場に求められる最新の知見を共有している。また、ICT を活用した授業改善を支援するため、LMS 研修会等を定期的に開催し、実践的な教育スキルの向上を図っている。 SD 研修については、年次計画を策定し、計画的な研修の実施に取り組んでいる。SD 研修会の開催や外部研修会への参加を通じて、教職員が大学運営に必要な知識・能力を体系的に習得できる仕組みづくりを構築しており、組織全体の専門性と実務力の向上を図っている。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	長期計画に位置付けている「基本方針 2021」に基づき中期計画（6 年）を策定している。また具体性のある計画の策定及び実行のため、中期計画に基づいた 1 年毎の活動計画を策定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	自己点検・評価委員会で進捗状況を管理把握している。その達成状況についても年度毎にホームページで公開している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学では、社会の多様なニーズや生涯学習の要請に応えるため、科目等履修制度を設けている。これにより、特定の資格取得やスキル向上を目指す社会人や卒業生等が、必要な科目を柔軟に履修できる環境を整備し、学び直しや専門性の深化を支援している。 また、リカレント教育に取り組んでおり、社会人を対象とした講座やオンライン学習で新たな知識・技能を身につけられる体制を取っている。 学部、大学院入試においても社会人特別選抜を実施するなど、社会の要請に応じた学びの機会を豊富に提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	鈴鹿市や桑名市をはじめ、分野に応じて各企業や団体と協定を締結することにより、産学官連携を推進し、地域課題の解決に向けての取り組みが積極的に行われている。 環境への配慮として、本学で消費する電力は二酸化炭素排出量がゼロの「実質再生可能エネルギー100%」となっている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めている。また、性的マイノリティへの理解・対応も含め、学生相談室に学生からの相談があれば、即時対応する体制が取られている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等だけでなく管理職にも女性を積極的に登用している。令和7年6月13日現在で理事1名、評議員3名を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任、資格及び構成、理事選任機関については寄附行為に定め、透明性を確保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の運営や理事会と評議員会の協議については寄附行為に定め、理事会と評議員会の協働体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、理事会等で高等教育を取り巻く環境や情勢等の説明・情報提供を行っている。 今後も理事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努める。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任基準、選任過程については寄附行為に定め、透明性を確保している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	令和 7 年 5 月 16 日（金）に三様監査連絡会を開催し、連携を図っている。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	文部科学省が実施する研修会への参加、内部監査室との連携など、監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供及び研修機会を確保している。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任、資格、属性・構成割合については寄附行為に定めている。 また、各学科が目指す国家資格を有する専門職団体からも評議員を登用している。本学の運営について率直な意見を求められる体制となっており、運営の透明性を確保している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の運営や理事会と評議員会の協議については寄附行為に定め、理事会と評議員会の協働体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、評議員会等で高等教育を取り巻く環境や情勢等の説明・情報提供を行っている。 今後も評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努める。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	火災や地震・事故・事件における、想定される各事象に応じた危機管理マニュアルを整備し、教職員及び学生の安全確保などに取り組んでいる。なお、防災対応ハンドブックを配布し、有事の対応について学内で浸透させている。 事業継続計画については、令和4年に学校法人鈴鹿医療科学大学事業継続計画（BCP）を策定した。今後、必要に応じて改訂していく予定である。また、BCPの策定だけではなく、BCP訓練も実施している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	内部統制システム整備の基本方針に基づき、「学校法人鈴鹿医療科学大学コンプライアンス規程」を定め、学校法人の適正かつ公正な業務運営の確保及び社会的信頼の向上に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する通報窓口を内外に設置するなど、通報体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学校教育法 113 条、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の遵守に努め、法令に定めがある項目以外の情報も公表している。 また、学校法人鈴鹿医療科学大学情報公開規程で寄附行為、その他の書類の閲覧又は謄抄本の交付請求及び保有する情報の公表に関し必要な事項を定める等、情報公開を推進している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	情報公開専用のページを作り、項目毎に情報を整理している。事業報告のページでは学校法人会計に関する説明資料を掲載しており、ステークホルダーが理解しやすいように工夫をしている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明